

申請期限は5月末まで 一時支援金

<一時支援給付金とは>

2021年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に、「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」（一時支援金）を給付いたします。

申請期限

2021年 **5月31日** (月) まで

給付額

= 2020年又は2019年の対象期間の合計売上 - 2021年の対象月の売上 × 3ヶ月

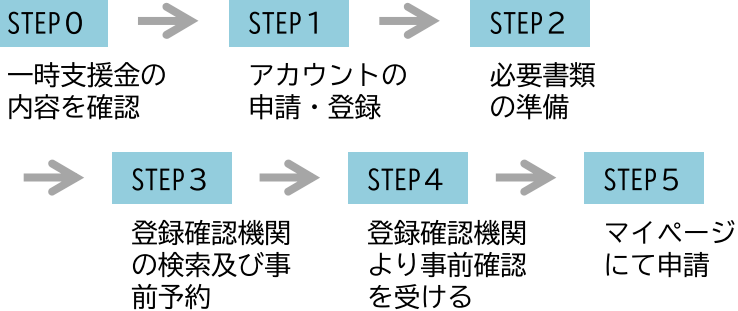
中小法人等 上限 **60** 万円 個人事業者等 上限 **30** 万円

対象期間 1月～3月 対象月 対象期間から **任意** に選択した月

ご注意点

申請前に、登録確認機関（当事務所）で事前確認を受ける必要があります。
事前確認は、TV会議・対面・電話を通じた、書類の有無の確認や質疑応答による形式的な確認です。

申請の流れ



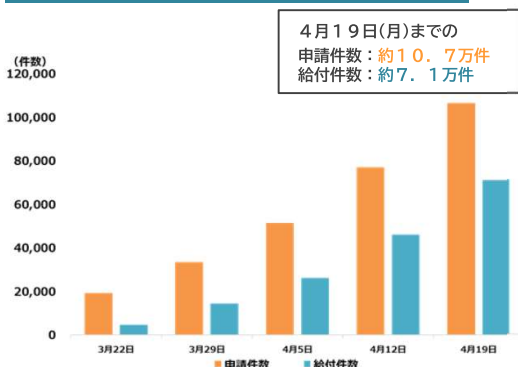
申請は一時支援金ポータルサイトを
確認しましょう！



4月19日から
スマートフォンでの
申請も可能に
なりました！！

一時支援金 申請・給付実績

※4月19日時点



4月19日(月)までの
申請件数：約10.7万件
給付件数：約7.1万件

期限間近です。
5月31日までに
申請いたしましょう！
申請後給付まで
2週間以内
と給付が早いです。



引用元：経済産業省ミラサポplus

給付までにかかった日数の割合

※4月12日時点

申請から給付までにかかった日数
給付件数のうち2週間以内に給付した割合 **約97%**

